

進路指導部通信

県立高等特別支援学校
進路指導部
2015.6.26 NO.14



1年生の校内実習、特別実習、2,3年生の現場実習が終了しました。ご家庭での様子はいかがでしたでしょうか。3年生の実習は引率がありません。その為、週に2回程度巡回に伺います。大抵は「頑張っています」とおっしゃって頂くのですが、時にはスタッフの方に馴れ馴れしい話し方で話したり、作業の手が止まっている場面に出くわすことがあります。この現場実習で課題を確認できることは良いことですが、3年生のこの時期にその様な場面があると就労には障壁になると感じます。1年生の特別実習では企業の方が「パーフェクトな挨拶はすぐにできるようにならない、日頃から訓練が必要です」とおっしゃいました。挨拶だけでなく何事にも訓練が必要です。日頃から敬語を使うように心がける等、日々の生活の中で身につけられることはたくさんあります。意識したことがないような何気ない場面も成長するためには必要です。食事の時には「いただきます」「ごちそうさまでした」が当たり前と言える、誰の援助もなく起床がスムーズにできる、良好な対人関係を築ける、マナーやルールが守れる…等。この高等特別支援学校で過ごす3年間というのは自分の人生の中でもほんの僅かな時間です。頑張るだけでなく、時にはふーっと力を抜いてリラックスしたり、部活に打ち込んだり、行事を仲間と楽しんだりすることも大事なことです。この3年間をただの通過点とせず、有意義な実りある時間としてほしいです。目標を持ち、今できることをしっかりと取り組んでいきましょう。

知っておこう② ～就労継続A型・B型～

今回は就労継続A型・B型についてお知らせします。このAとBには福祉事業所ではありますが、雇成型と非雇成型に分けられます。「就労継続支援事業所」とは、障害者自立支援法に基づく就労継続支援のための施設。一般企業への就職が困難な者に就労機会を提供するとともに、生産活動を通じて、その知識と能力の向上に必要な訓練などの障害福祉サービスを供与することを目的としています。同事業所の形態にはA、B二種類あり、「A型」は雇用契約を結び、原則として最低賃金を保障するしくみの“雇成型”。「B型」は“非雇成型”です。表1を参照ください。

進路を決定する為には利用の目的を考え、どの環境が適しているのかを考えて選択していくことが大切です。

表1

●就労継続支援A型事業とは

通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供および生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援事業のこと。

●就労継続支援B型事業とは

通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援事業のこと。

●就労継続支援A型とB型の違い

A型事業とB型事業の主たる違いは雇用契約の有無、つまり事業者と利用者の雇用関係が成立しているかいないかという点です。ただし、工賃はA型にもB型にも支払われます。整理すると、A型事業の対象は「通常の事業所で雇用されることは困難だが、雇用契約に基づく就労が可能な方」であり、B型事業の対象は「通常の事業所で雇用されることは困難で、雇用契約に基づく就労も困難な方」ということとなります。

【比較表】

項目	A型事業	B型事業
雇用契約	原則必要	原則なし
利用期間	定めなし	定めなし